

健康管理システム等標準化検討会 母子保健ワーキングチーム（第2回）

議事概要

日時： 令和4年1月25日（火）13:30～15:30

場所： WEB会議及び日本コンピューター株式会社汐留シティセンター10F 会議室

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 会議予定について
 - (2) 標準化の範囲について
 - (3) 標準仕様の考え方
 - (4) 仕様書案たたき台の検討
 - (5) その他
3. 閉会

【配布資料】

- 資料1_会議予定
- 資料2_標準化の範囲について
- 資料3_標準仕様の考え方について
- 資料4_ご依頼事項について

- 別紙1_業務フロー
- 別紙2_機能・帳票要件
- 別紙3_帳票詳細要件
- 別紙4_帳票レイアウト

○議事概要

（議事（1）について）

事務局から今後の会議予定について説明が行われた。

（議事（2）について）

事務局から標準化の範囲について、第1回標準化WTからの修正箇所を中心に説明が行われた。

<質疑応答>

- ・（地方自治体）資料2に示される「API連携等」について、API以外に具体的に想定されるものがあれば教えていただきたい。

⇒ (デジタル庁) 具体例として「ファイル連携」を検討しているが、連携方法の一つとするかは検討中である。

・(地方自治体) 乳児全戸訪問について、「健康管理システム」と「子ども・子育て支援システム」の住み分けについて検討状況を教えていただきたい。

⇒ (厚生労働省) 乳児全戸訪問は母子保健法の対象業務ではない。そのため健康管理システム側の標準化の範囲に現時点で含まれない。地方自治体の実態に合わせ、一体となって実施可能かどうかという部分については、デジタル庁に相談中である。

(議事 (3) について)

事務局から標準仕様書の考え方についての説明が行われた。

質問、意見なし

(議事 (4) について)

事務局から配布資料別紙の仕様書案たたき台について、第1回WT意見収集後の修正状況について説明が行われた。

<「(別紙2) 機能・帳票要件」について>

・(地方自治体) 「1. 1. 他システム連携」の連携頻度を随時にすることを必須としていただきたい。

⇒ (事務局) 連携頻度については、連携要件及び第1Gの標準化対象業務における仕様内容を加味して検討していく。

・(地方自治体) 資料3「標準仕様の考え方」にて一括処理の実行方法として、自動化は実装オプションとされているが、大規模自治体としては随時連携が必要である。地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議(令和3年9月22日)で示されている資料として、標準化仕様書は「大規模用、小規模用に分けて作成することも含め検討する」という記載があるが、健康管理業務においてはこのような対応も想定されるか。

⇒ (デジタル庁) 税務システムのように指定都市要件として機能要件を別途整理している例もあるので参考にいただきたい。

⇒ (事務局) 健康管理の標準仕様書上、大規模用、小規模用と2つ用意することは考えていない。健康管理分野の大部分は申請業務ではないため、指定都市以外では進達事務、指定都市は決定事務などのように、運用が異なるケースはない認識でいる。ただし、人口規模等で必要機能が異なることは認識しているため、機能IDごとに改めて意見をいただきたい。一方で、要フォロー者など、全体の母体数に対し、対象者が少ない方へのアプローチが求められることも母子保健分野の特徴であると認識しているため、数だけに限らず要件を精査していく必要があると考えている。

- ・(事務局)「1. 1. 他システム連携」の情報照会に関する機能について実装必須と実装オプションどちらに整理すべきか現状及び意見を伺いたい。
 - ⇒(地方自治体) 情報照会は中間サーバ接続端末を使用しているが標準仕様であれば、健康管理システム内で情報照会できることが望ましいのではないかと。
 - ⇒(地方自治体) 現在も健康管理システムにて情報照会業務を実施している。
 - ⇒(地方自治体) 情報照会をしていない。実装オプションで問題ない。

- ・(事務局) 機能ID6. 1. 5の母子手帳番号の付番について現在の運用、パターン化の可否についてご意見いただきたい。
 - ⇒(地方自治体) 届出先場所ごとに年度単位で管理しているため、全体として一意とするルールはない。付番ルールを統一することに異論はない。
 - ⇒(地方自治体) 仕様案と同じ付番ルールだが、支所ごとにあらかじめ付番済みの番号が印刷されたシールと台帳を配布している。手帳交付時にシールを貼り、台帳へ記載する運用である。システムで付番したものを台帳等へ転記する運用は想定していない。
 - ⇒(地方自治体) 区ごと年度ごとで管理しているが、多胎児については枝番管理している。
 - ⇒(地方自治体) 発行場所が1か所。1月開始の年単位で連番としている。登録支所番号は必要ない。
 - ⇒(事務局) 多胎児に関する考慮のご意見もふまえて事務局にて整理する。

- ・(地方自治体) 機能ID6. 7. 1 妊婦健診の費用助成について実装されるか。また、委託料、報償費の支払いは標準対象外として整理されているが確定か。
 - ⇒(事務局) 妊婦健診の費用助成については実装オプションとして要件に記載している。委託料、報償費については、大規模自治体として必要な業務としては把握しているが、小規模自治体を主に多くの自治体では管理されていない。構成員からの意見をいただき検討したい。

- ・(地方自治体) 機能ID6. 1. 2妊娠届について「OCR等を介して」の「等」にはぴったりサービスからの連携、CSV形式などのファイル連携が含まれるのか。
 - ⇒(事務局) ぴったりサービスからの連携については機能ID1. 1. 22に記載している。「OCR等」の記載については紙から電子化されたデータ全般を指す。

- ・(地方自治体) 機能ID6. 3. 1について、妊娠届の印刷要件は削除と整理されているが、ぴったりサービスを利用して妊娠届出をされた妊婦に対し、面接等で申請内容以外のアンケート内容の聞き取りを行うケースを想定すると、申請内容を印刷した妊娠届の印刷が必要と考える。地方自治体内に新たに設置される申請管理システムにて印刷が可能だとしても、健康管理システムと操作場所が異なるため不便ではないか。
 - ⇒(事務局) 行政手続きのデジタル化のために、ぴったりサービスで連携される標準

の情報以外の内容が必要である。また、面接時にはタブレット等でデータを参照できればよいが、セキュリティポリシー上無線でのデータ利用ができない状況であれば紙への印刷が必要であるということもご意見として、要件への反映を検討する。

- ・(地方自治体) 機能 I D 6. 1 4. 1 産婦健診の要件として、前回の意見収集時に委託関係の機能追加を希望していた。再度意見として挙げた場合に検討されるか。
⇒(事務局) 改めてご意見いただいたものとして検討する。
- ・(地方自治体) 「(別紙 2) 機能・帳票要件」ではなく、全体を通しての意見になるが、大規模都市の状況を加味してほしい。これまで作りこんできた機能がベンダによっては実装されていないため、実装されたシステムが選択できないことにより、住民サービス低下、職員の業務負担増加に繋がることを懸念している。
⇒(事務局) ご意見を踏まえて検討する。
- ・(地方自治体) デジタル基盤改革支援基金での A I、R P A 導入への補助についても検討いただきたい。
⇒(総務省) 補助対象外経費としているため現状は難しい。令和 8 年度以降の検討となる。
- ・(地方自治体) 居所不明児の把握についてはどう検討されているか。
⇒(事務局) 現時点では業務フローに含めていない。自治体の複数セクションで横断的に対象児を把握する運用という認識であるが、健康管理の範囲だけで指針を決めるものではないため、厚生労働省からの意見を伺った上で、他業務での標準仕様検討状況ふまえて検討する。
- ・(地方自治体) 資料 3 の 2 ページの調達について、複数業務にまたがる場合、それぞれでエラーの考え方などの共通的な部分に差異があると感じる。そういった場合に自治体としてどのように整合性をとればよいか。
⇒(事務局) 健康管理システムとしては、先行している第 1 G の要件を考慮し、標準仕様を作成していく方針としている。1 7 業務における標準仕様の共通的な部分について、差異を無くすための全体方針があれば共有いただきたい。
⇒(デジタル庁) 標準仕様書間の横並び精査の必要性は認識している。精査すべき内容の見極めを行い整合性がとれるよう整理していく予定である。また、共通的に必要になる機能についてはデジタル庁から方針を示すことができるよう検討を進めている。

(議事 (5) について)

事務局から構成員への依頼事項が行われた。

- ・(地方自治体) 現在、新型コロナウイルスの対応で保健所業務がひっ迫しており、職

員が足りない状況の中で、検討会・WTの資料の確認や意見回答が厳しい。期限の延伸は可能か。

⇒（厚生労働省）年度内の親会に向けては、期限は現状通りとさせていただきしかない状況である。よって、資料の確認や意見については、期限時点版で問題ないため、提出していただきたい。期限後にいただいた意見についても、親会か親会后なのか、いずれかのタイミングで仕様書に反映できるよう考慮する。最終的には、来年度の意見照会を実施する中で、ブラッシュアップするため、地方自治体としては、意見照会のタイミングまで意見を出すことが可能であると考えている。

・（地方自治体）データ要件・連携要件は、非常に多くの項目に対して確認が必要となるため、時間を要することが想定される。意見照会に関して、十分な確認期間を設けていただきたい。

⇒（事務局）データ要件・連携要件はデジタル庁から意見照会の予定である。

⇒（デジタル庁）年度明けに素案を公開し、意見照会を行う予定であるが、十分な確認期間を確保するよう留意する。

以 上